

学校法人大成学園 教職員募集要項

1	職種	事務職員
2	雇用形態	契約職員（有期雇用） 雇用期間1年（年度途中の採用の場合は採用日から年度末まで） ※契約更新あり（経営状況・業務の繁閑・能力・勤務成績を総合的に判断） ※契約通算上限5年、正職員登用の実績あり（正式な正職員登用制度なし、勤務実績・適性などを総合的に勘案し正職員への登用を行った例あり）
3	募集人員	1名
4	採用予定日	2026年4月1日
5	勤務場所	（雇入れ直後）茨城女子短期大学（茨城県那珂市東木倉960番地の2） （変更の範囲）法人本部（茨城県水戸市五軒町3丁目2番61号）
6	業務内容	（雇入れ直後）学生の福利厚生に関する業務、その他補助業務など （変更の範囲）変更なし
7	応募資格	1. 本学園の建学の精神を理解し、その理念のもとに学園運営に積極的に参画できる者。 2. 普通自動車免許を持つ者。 3. 那珂市近郊に居住している者、または採用後に居住することが可能な者。 4. コンピュータの利活用に意欲がある者。 ※以上の全ての条件を満たす者。
8	待遇	給与 月額給与：240,000円～（経験・職歴などを考慮） 賃金締切日（毎月末日）、賃金支払日当月21日（銀行振込） ※詳細は選考過程で説明 賞与 なし 昇給 なし 手当 通勤手当（上限55,000円/月）、扶養手当、住居手当（上限28,000円/月）、 時間外手当等 加入保険 私学共済（健康保険・厚生年金保険）、雇用保険、労災保険 退職金制度 なし
9	勤務条件	勤務時間 8:40～17:30 ※休憩 原則12:50～13:50（授業・行事により変更あり） 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始、夏季休日、その他本学規定による 休暇 年次有給休暇14日（初年度は採用月により按分、採用日即日付与）、 特別休暇（慶弔・産前産後など）、育児介護休暇など 試用期間 3か月（条件同一） 時間外労働 あり（上限月45時間） 受動喫煙 禁煙 防止措置
10	応募方法	提出書類 ① 履歴書（3か月以内の写真添付、Eメールアドレス明記、様式は任意） ② 職務経歴書（様式は任意） ③ 成績証明書（原本のみ複製不可、大学又は専門学校以上のものすべて） ④ 卒業または修了（見込）証明書（原本のみ複製不可） ⑤ 志望動機書（書式・内容ともに任意） ⑥ 誓約書（別紙2） ※以上の書類を郵送（簡易書留）にて提出のこと。応募書類は返却しません。 提出期限 随時 提出先 〒310-0063 茨城県水戸市五軒町3丁目2番61号 学校法人大成学園 法人本部 採用担当 ※封筒には「応募書類」と朱書きすること
11	選考方法	一次選考 書類審査

二次選考 面接（口頭試問を含む）
日時：一次選考合格者に別途通知する
場所：茨城女子短期大学

- 12 特記事項 本業務に従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行される予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。
特定性犯罪の前科がある場合（同法第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当する場合）には、同法の規定により本業務に従事させることができません。
当法人では、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。
採用選考過程において、誓約書及び履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
なお、採用内定後であっても、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者に該当することが判明した場合、又は応募書類の記載内容に虚偽があったことが判明した場合には、合理的理由があるときは内定を取り消すことがあります。
本法律に基づく確認手続は、内定後速やかに実施いたします。
※「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容は参照条文（別紙 1）をご参照ください。
- 13 その他 応募があり次第、随時選考を行います。採用者が決定した時点で、募集を終了いたします。
選考にかかる交通費等の費用は、応募者の自己負担となります。
本内容は概要です。労働条件の詳細は、雇用契約締結時に労働条件通知書で明示いたします。
本採用は、関係法令の定めに基づく確認手続を経たうえで確定いたします。
- 14 問合せ先 大成学園法人本部採用担当（tg-recruitment@taisei.ac.jp）までメールでお問合せください

<個人情報の取扱いについて>

ご提出いただいた個人情報は、採用選考のために利用します。

なお、採用が決定された方の個人情報については、引き続き採用後の雇用管理のために利用します。

その他の方の個人情報は、採用試験終了後、本学園が責任をもって廃棄いたします。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）
（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第 2 条第 7 項第 6 号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和 7 年政令第 440 号）（抄）第 2 条及び附則第 2 項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

学校法人大成学園
理事長 額賀 修一 殿

誓約書

私は、貴法人の採用選考に際し、下記の事項を誓約いたします。

記

1. 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行される予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を本誓約書をもって誓約いたします。

2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

以上

年 月 日

住所：

氏名：

印

※別紙3を裏面に印刷して使用すること。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。